

Ⅱ 財政指標等の状況

(1) 経常収支比率

「経常収支比率」とは財政構造の弾力性を示す指標であり、

$$\text{【経常経費（一般財源充当分）} \div \text{経常的に収入される一般財源} \times 100 (\%) \text{】}$$

の式で求められる。これは、経常的に収入される一般財源のうち、経常的経費に充当された一般財源がどの程度の割合を占めているかを表している。

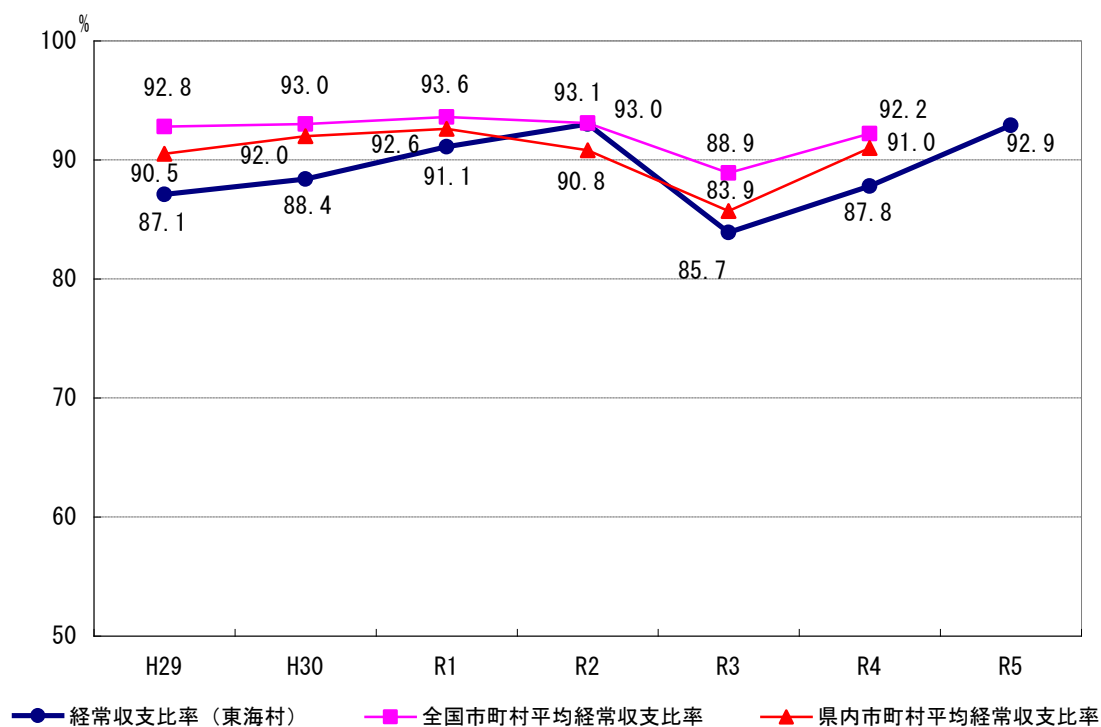
経常的経費は容易に削減することが困難であり、この数値が高いほど自由に使用できる一般財源が少ないといえる。

令和5年度における普通会計の経常収支比率は92.9%となり、前年度と比べて5.1ポイント上昇した。これは、物価高騰等により分子となる経常経費（一般財源充当分）が増加（前年度比5億4,299万6千円の増）したことによるものである。

※ 経常経費（一般財源充当分）：人件費、物件費、公債費、繰出金等、毎年経常的に支出されるもののうち一般財源が充当されるもの。

※ 経常的に収入される一般財源：地方税、地方譲与税、各種交付金等、毎年経常的に収入されるもの。

【第9図 経常収支比率の推移】



(2) 財政力指数

「財政力指数」とは地方公共団体の財政力の強弱を示す指数として一般的に使われているもので、

$$\text{【「基準財政収入額} \div \text{基準財政需要額」の値の3ヶ年平均】}$$

の式で求められる。1.00に近い（あるいは1.00を超える）ほど財政に余裕があるとされている。

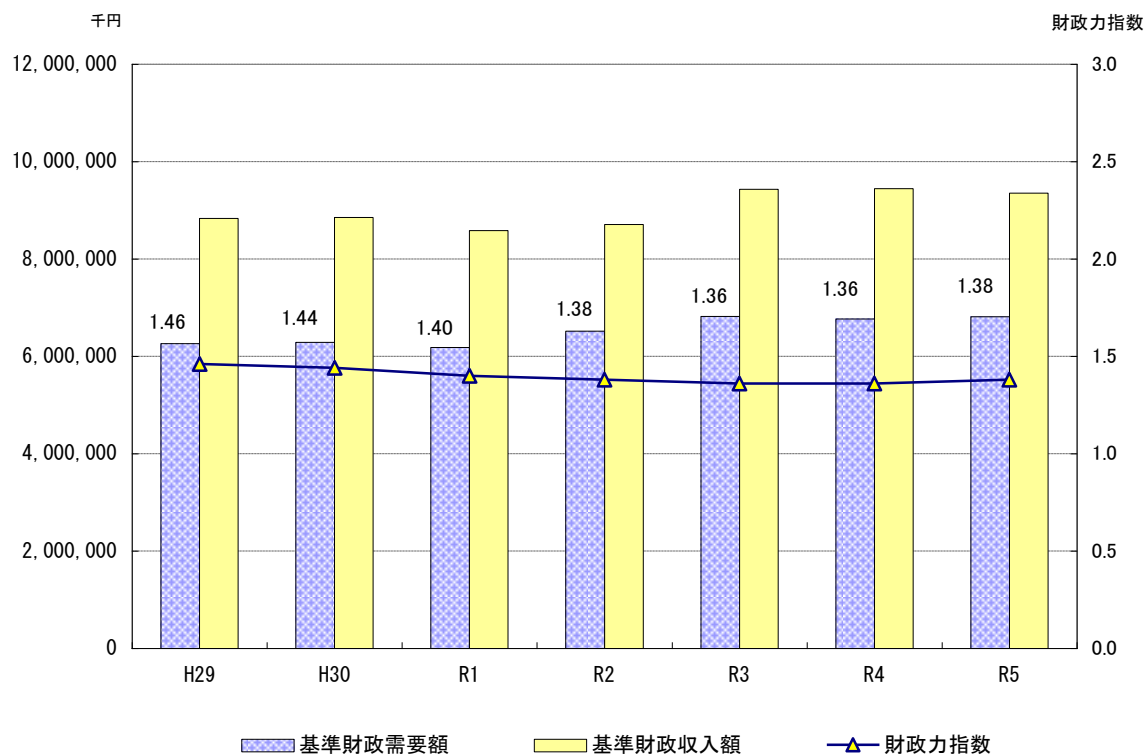
令和5年度の財政力指数は1.38で、昭和54年度以降普通交付税の不交付団体となっている。

※ 基準財政収入額：標準的な状態において徴収される税収見込みを一定の方法で算出したもの。

※ 基準財政需要額：標準的な行政活動や施設の維持を行うのに必要な財政需要を一定の方法で算出したもの。

※ 上記はいずれも普通交付税算定において算出された客観的な見込額であり、実際の歳入や歳出の見込み及び財政状況を示すものではない。

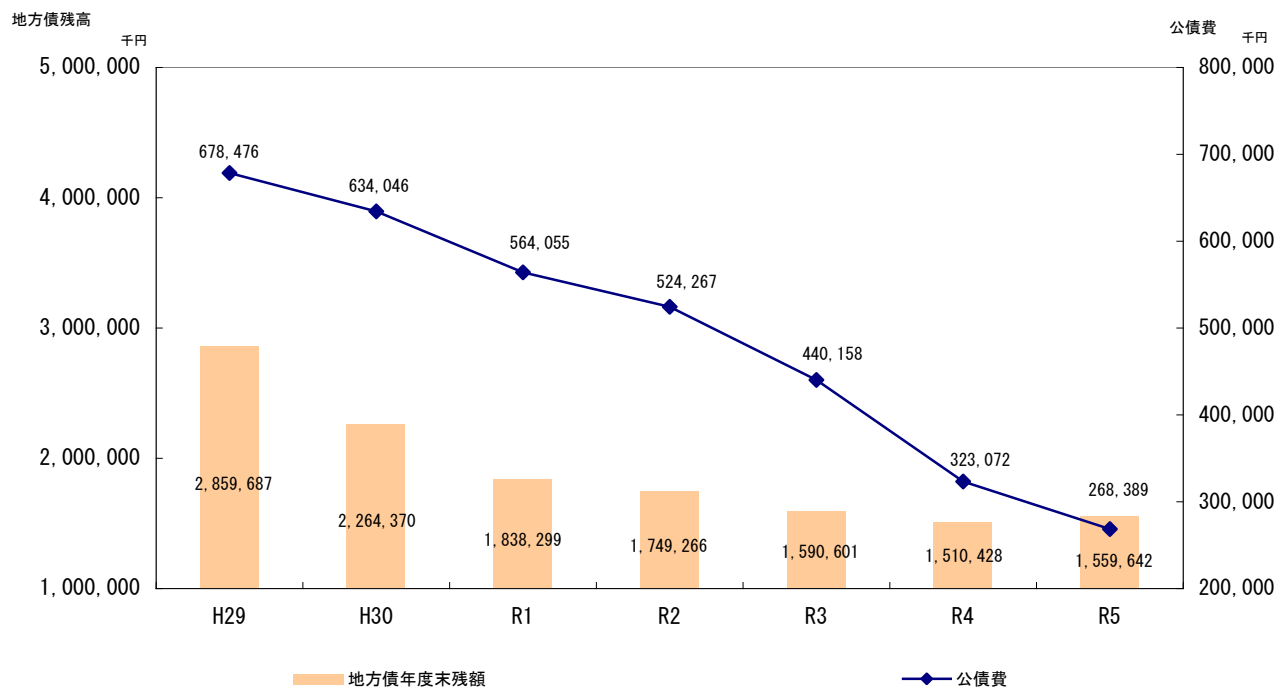
【第10図 財政力指数の推移】



(3) 地方債現在高等

令和5年度末地方債現在高は15億5,964万2千円で、前年度比4,921万4千円の増(伸率3.3%)となった。これは過年度借入れに対する償還が進んだ一方、新規の借入を行ったことによるものである。

【第11図 地方債現在高及び公債費の推移】



（４）基金

村では、予期せぬ財源不足や不時の支出など、年度間の財源不均衡を調整するための財政調整基金，地方債の償還に備えるための減債基金，公共施設の維持修繕等の特定目的基金を計画的に積み立てている。

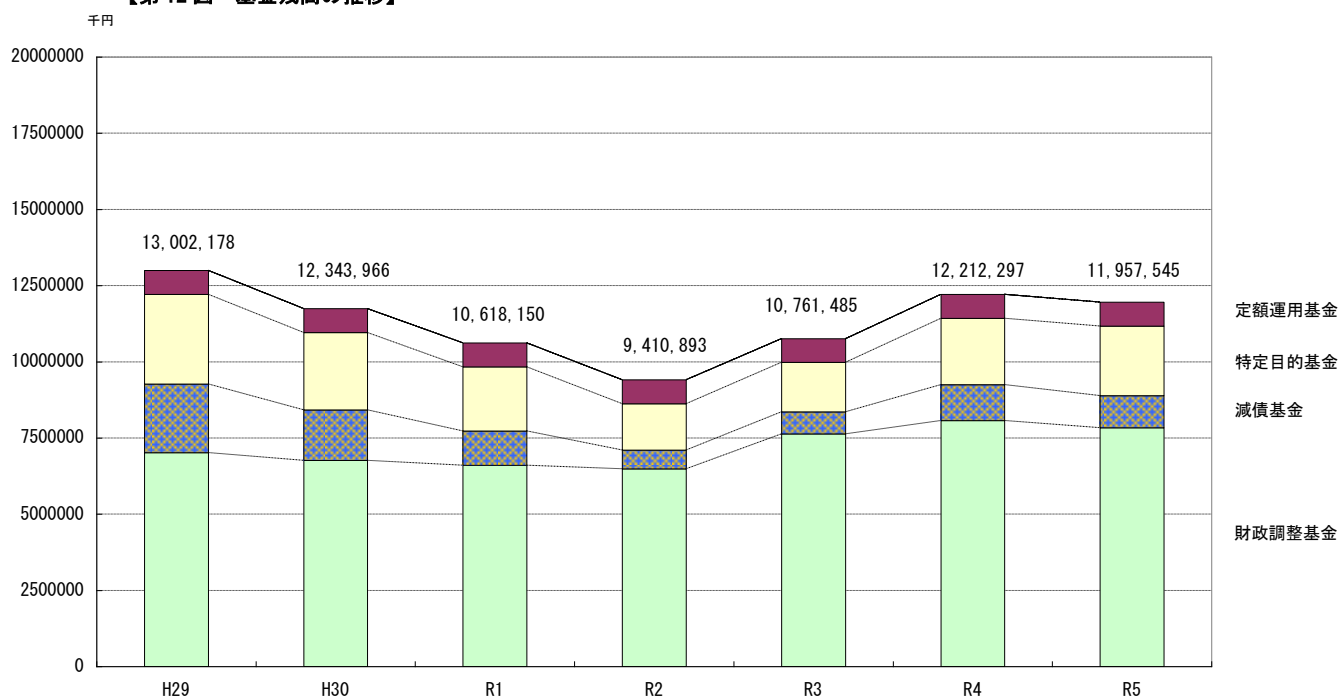
令和５年度末の基金残高合計は１１９億５，７５４万５千円で、前年度と比べて２億５，４７５万２千円の減（伸率△２.１％）となった。これは、財政調整基金や減債基金の減少によるものである。

【第７表 基金残高の推移】

（単位 千円）

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
財政調整基金	7,024,900	7,364,975	6,605,398	6,488,495	7,638,943	8,074,225	7,843,154
減債基金	2,248,505	1,655,304	1,122,375	620,998	716,179	1,174,406	1,045,030
特定目的基金	2,945,733	2,540,647	2,107,889	1,518,912	1,623,875	2,181,178	2,286,873
定額運用基金	783,040	783,040	782,488	782,488	782,488	782,488	782,488
合 計	13,002,178	12,343,966	10,618,150	9,410,893	10,761,485	12,212,297	11,957,545

【第１２図 基金残高の推移】



Ⅲ 財政健全化判断比率等の状況

財政健全化判断比率は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年 6 月 22 日法律第 94 号）に基づき算定が義務付けられたもので、地方自治体の財政の健全度を判定するものである。

具体的には「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」の 4 指標で判定し、それぞれ「早期健全化基準」と「財政再生基準」が設けられている。この 4 指標のうち 1 つでも「早期健全化基準」を超えると早期健全化団体となり、財政健全化計画の策定等が義務付けられる。

また、「将来負担比率」を除く 3 指標のうち 1 つでも「財政再生基準」を超えると財政再生団体となり、財政再生計画の策定等が義務付けられるほか、地方債の起債が制限されることとなる。

なお、各指標の算定の対象となる会計範囲は第 13 図のとおりとなっている。

【第 8 表 算定結果（速報値）】

(単位　％)										
区分	指標名		実質赤字比率		連結実質赤字比率		実質公債費比率		将来負担比率	
	R5	R4	R5	R4	R5	R4	R5	R4		
報告比率	－	－	－	－	2.5	3.1	－	－		
算定比率	△ 3.85	△ 5.50	△ 31.22	△ 34.51	2.5	3.1	△ 83.1	△ 83.0		
早期健全化基準	13.04	13.03	18.04	18.03	25.0		350.0			
財政再生基準	20.00		30.00		35.0		－			

※ 報告比率とは、茨城県を通じて国に報告する比率で、算定されない場合は「－」で表示している。

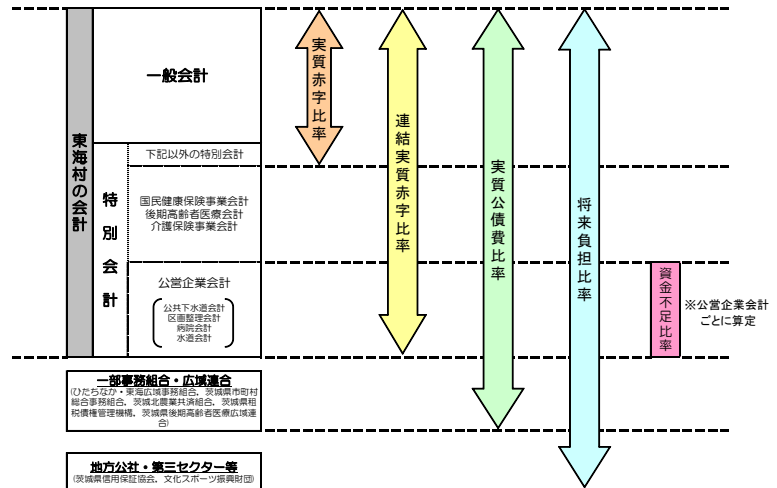
※ 算定比率とは、算定により求められた実際の数値。連結実質赤字比率が「△」となっているのは、いずれも黒字のため。将来負担比率が「△」となっているのは、将来負担額より充当可能財源が多いためである。

(1) 実質赤字比率

一般会計を対象とした実質赤字（歳出に対する歳入不足額）の標準財政規模※に対する比率。

通常、赤字が発生した場合は繰上充用を行い、実質赤字が翌年度に繰り越される。翌年度にその赤字額が解消されない場合はさらに翌年度へと累積していく。このような実質的な赤字額を標準財政規模と比較することで財政運営の悪化の深刻度を示すものである。

【第 13 図 各指標の算定の対象となる会計範囲】



令和 5 年度は、実質収支が黒字であることから、比率は「－」表示となった。

※ 標準財政規模：地方公共団体が全国共通水準の行政サービスを執行するために必要な一般財源の額。

(2) 連結実質赤字比率

一般会計を含めたすべての会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率。

一般会計のほか、料金収入をもってその運営が賄われるべきである公営企業会計等の赤字額を合算し、標準財政規模と比較することで、地方公共団体全体の財政運営の悪化の深刻度を示すものである。

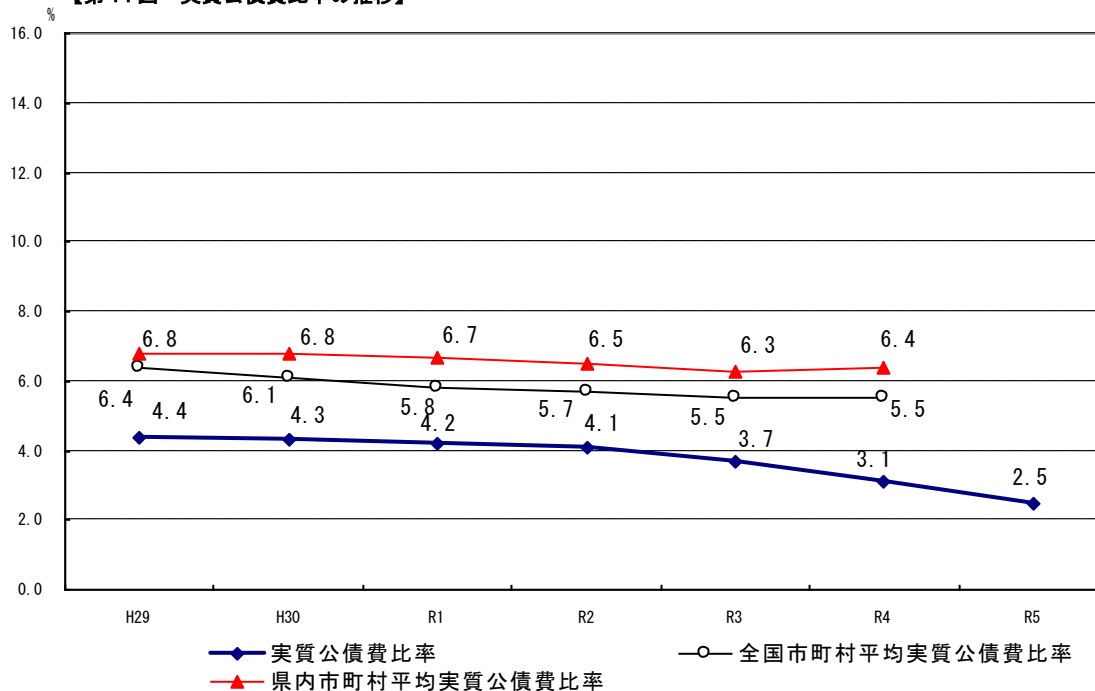
令和 5 年度は、全会計において実質収支が黒字であったため、比率は「－」表示となった。

(3) 実質公債費比率

一般会計が負担する元利償還金や準元利償還金の標準財政規模に対する比率の3箇年平均値。地方債の償還額及びこれに準じる債務を指標化し資金繰りの危険度を示すもので、この比率が18.0%を超えると地方債の許可団体となり、25.0%を超えると早期健全化団体となり、財政健全化計画の策定及び外部監査の実施が義務付けられる。

令和5年度における実質公債費比率は2.5%で、前年度と比べて0.6ポイント下降した。

【第14図 実質公債費比率の推移】



(4) 将来負担比率

地方債残高のほか、一般会計が将来負担すべき実質的な負債から算定した将来負担額（借金）から負債の償還に充当可能な財源（基金等）を差し引いた額の標準財政規模を基礎とした額に対する比率。

地方債や将来支払っていく可能性のある負担の現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すものである。

令和5年度における将来負担比率は、将来負担額に対する充当可能財源（基金等）が超過していることから「－」表示となった。

(5) 資金不足比率

公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率。公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すものである。

本村で設置している公営企業（水道事業会計、下水道事業会計、病院事業会計、駅西・駅東・中央土地区画整理事業特別会計）は、

いずれも資金不足となっていないことから、「－」表示となった。

【第9表 資金不足比率算定結果】

公営企業会計の名称	資金不足比率 (%)	
	R5	R4
水道事業会計	－	－
病院事業会計	－	－
下水道事業会計	－	－
駅西土地区画整理事業特別会計	－	－
駅東土地区画整理事業特別会計	－	－
中央土地区画整理事業特別会計	－	－